

令和6年12月27日

大井町長 小 田 眞 一 様

大井町特別職報酬等審議会
会 長 井 上 卓 司

町長等の給料の額並びに議会議員の報酬の額について（答申）

令和6年12月16日付け大総第30号で諮問のあった標記のことについては、慎重な審議の結果、下記のとおり答申いたします。なお、本審議会につきましては、今後においても、社会経済状況等に応じて開催し、報酬等の見直しを行うことを申し添えます。

記

1 町長、副町長及び教育長の給料の額について

適正と認めます。

2 議会議長、議会副議長、議会常任委員長、議会運営委員長及び議会議員の報酬の額について

議会議長	月額	390,000円	（現行	364,000円）
議会副議長	月額	307,000円	（現行	281,000円）
議会常任委員長	月額	289,000円	（現行	262,000円）
議会運営委員長	月額	289,000円	（現行	262,000円）
議会議員	月額	283,000円	（現行	257,000円）

答申に至った主な理由と意見は次のとおりです。

- ① 一般職の給料の推移を勘案しても、県内町村の町長、副町長、教育長の給料の額を参酌すれば、現行の額を直ちに直視する必要はないと考えます。
- ② 社会経済情勢、県下の状況や議員定数の削減による活動量の増加を考慮し、さらには議会議員のなり手不足の問題解消を図るためには、前回の減額改定以後の民間企業との較差等を踏まえ、議員報酬の10%の額を基に報酬を増額することが適当と考えます。
- ③ 前段の理由で増額が適当と考えますが、報酬の増額は、町民も関心の高い事案でありますので、より町民の負託に応えるための議員活動が繰り広げられることを期待します。

3 改定時期

令和7年4月1日が適当と考えます。